

トラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制 に向けた取り組み等について

第16回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善和歌山県地方協議会

和歌山労働局労働基準部監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和6年 道路貨物運送事業者に対する監督指導の状況（全国）

労働基準関係法令 : 約半数の事業者の労働時間に係る違反が認められ、次いで割増賃金に係る違反が多い。

改善基準告示 : 最大拘束時間、休息期間、総拘束時間、連続運転時間に関する事項の違反率が高い。

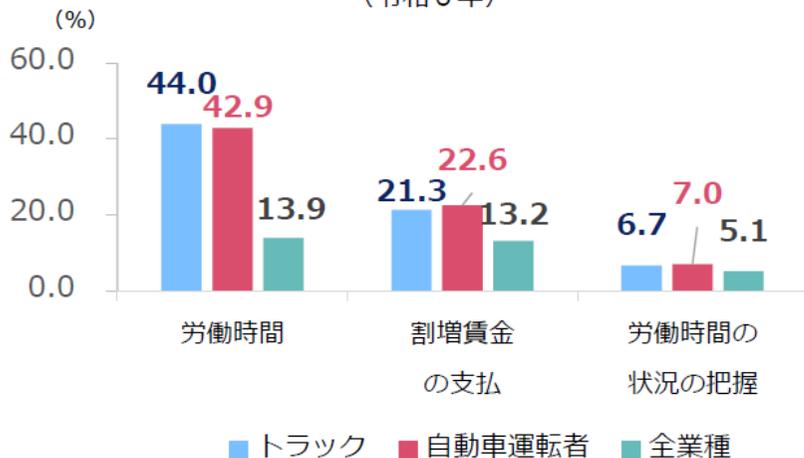
令和6年労働基準関係法令違反事業場数（違反率）

トラック	2,786事業場 (81.4%)
バス	193事業場 (77.5%)
ハイヤー・タクシー	279事業場 (87.5%)

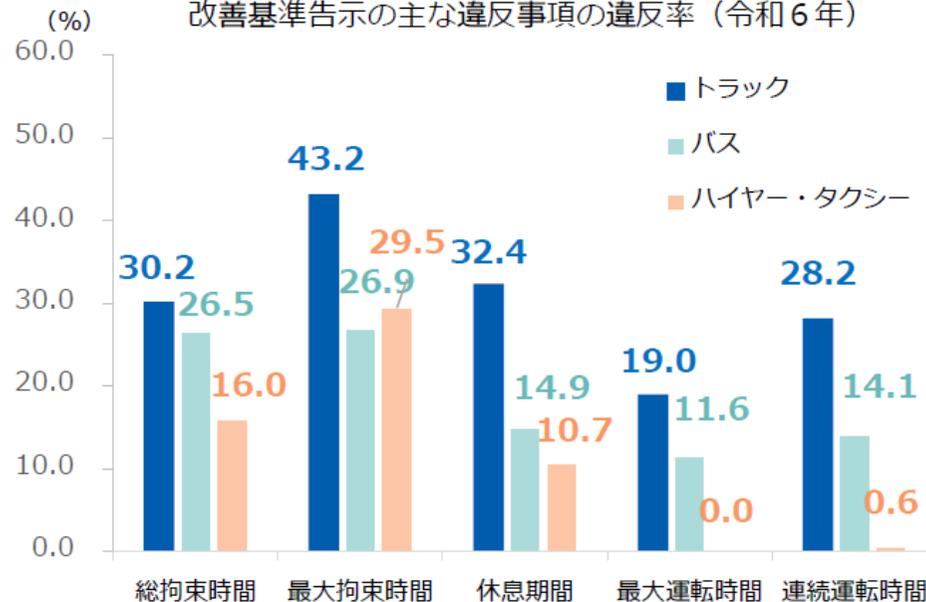
令和6年改善基準告示違反事業場数（違反率）

トラック	1,994事業場 (58.2%)
バス	128事業場 (51.4%)
ハイヤー・タクシー	120事業場 (37.6%)

労働基準関係法令の主な違反事項の違反率（令和6年）



改善基準告示の主な違反事項の違反率（令和6年）



(※) 総拘束時間：1か月又は1週当たりの拘束時間、最大拘束時間：1日当たりの拘束時間、休息期間：勤務と次の勤務との間の時間、最大運転時間：1日及び1週当たりの運転時間、連続運転時間：1回当たりの運転時間

令和6年 道路貨物運送事業者に対する監督指導結果（和歌山県内）

労働基準関係法令：労働時間に係る違反が最も多く、約半数の事業者に違反が認められた。

改善基準告示：最大拘束時間、休息期間、連続運転時間に関する事項についての違反率が高い。

1 労働基準関係法令違反件数等（令和6年分）

監督指導実施事業場数	労働関係法令違反事業場数	主要違反事項					
		労働時間	36条2号(1ヶ月100H超)※	36条3号(2~6月平均8OH超)※	休日	割増賃金	最低賃金
34	31	16	1	1	2	7	1
	91.2%	47.1%	2.9%	2.9%	5.8%	20.6%	2.9%

※自動車運転者以外（自動車運転者については、本条の適用はないため。）

2 改善基準告示違反件数等（令和6年分）

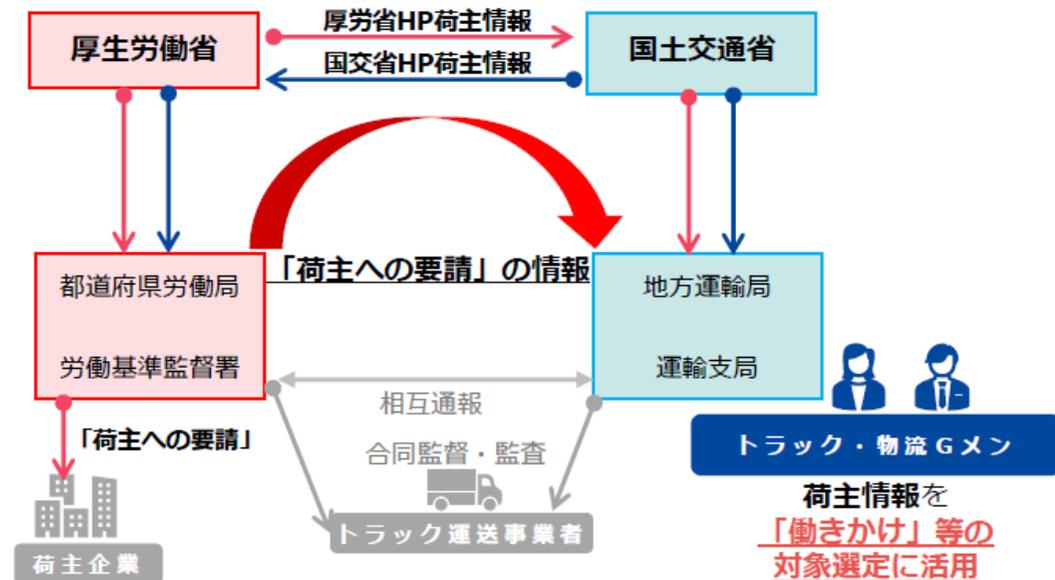
監督指導実施事業数	改善基準告示違反事業場数	告示違反事項					
		総拘束時間	最大拘束時間	休息期間	最大運転時間	連続運転時間	休日労働
34 (R6/4/1~ 新改善基準告示)	19	11	15	15	4	14	1
	55.9%	32.4%	44.1%	44.1%	11.8%	41.1%	2.9%

「トラック・物流Gメン」(国土交通省)との連携

トラック運転者の長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、各監督署に「荷主特別対策チーム」を編成し、発着荷主等に対して要請等を行っている。

① 荷主情報提供の運用

- 国土交通省へ荷主情報提供
- 荷待ちを発生させている疑いがあることを労働基準監督署が把握し、「荷主への要請」を実施した荷主の情報を、広く国土交通省に提供し、「トラック・物流Gメン」による「働きかけ」等の対象選定に活用



③ 「標準的な運賃」の周知

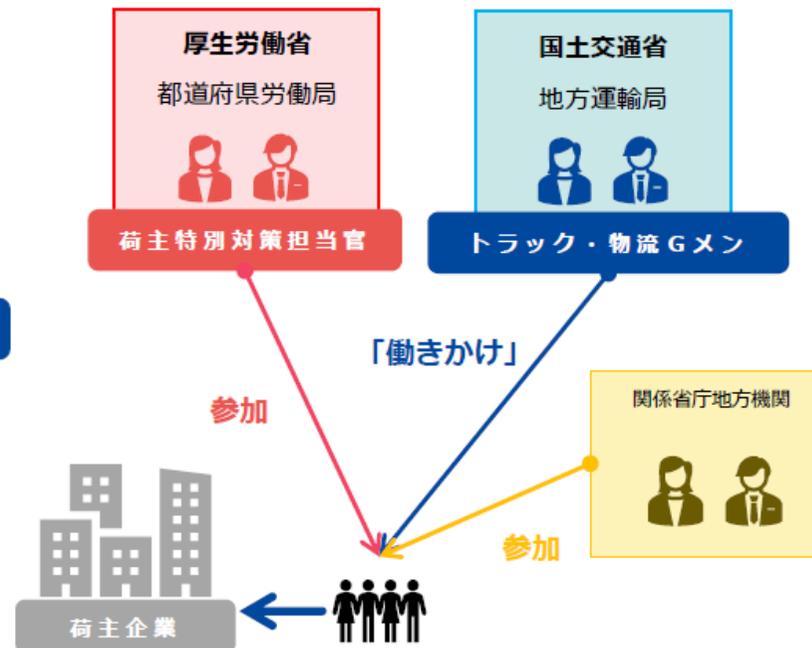
労働基準監督署が実施している「荷主への要請」の際、

- トラック法に基づく「標準的な運賃」も周知

② トラック法に基づく「働きかけ」の連携

荷主企業に対し、

- 国土交通省のトラック・物流Gメン+関係省庁が連携して、トラック運送事業者への配慮を「働きかけ」
- 長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる場合は、都道府県労働局の「荷主特別対策担当官」も「働きかけ」に参加



取引慣行の改善に向けた取組／トラック事業者を支援する取組

- ① 国民向け周知広報として「時間外労働の上限規制 特設サイト はたらきかたススメ」を開設し、荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化に向けた取組のほか、再配達削減に向けた取組について周知している（令和5年6月28日～）。
- ② 「働き方改革推進支援助成金」は、生産性の向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、荷待ち・荷役時間の短縮など労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小事業主を支援している。

①国民向け周知広報



②働き方改革推進支援助成金

令和8年度概算要求額 101億円 (92億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○実施主体：都道府県労働局 ○令和6年度支給件数 4,283件

- 生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。
- 建設業、自動車運転者、医師等のほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で指摘される情報通信業や宿泊業等も含め、特に時間外労働が長い業種等に対しては引き続き手厚い支援を実施。

2 事業の概要・スキーム

※ 成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額（最大値）が異なる。

コース名	成果目標	助成上限額※1、※2（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））	
業種別課題対応コース （長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）	建設事業	①～⑥の何れかを1つ以上	①：250万円（月80H超→月60H以下）等 ②：100万円（10H以上）等 ③：25万円 ④：25万円 ⑤：170万円（11H以上）等 ※自動車運転の業務、医業に従事する医師 150万円（11H以上）等 ※建設事業、砂型製造業、その他 ⑥：100万円（4週4休→4週8休）等 ⑦：50万円
	自動車運転の業務	①～⑤の何れかを1つ以上	
	医業に従事する医師	①～⑤又は⑦の何れかを1つ以上	
	砂型製造業 （鹿児島県、沖縄県に属する）	①～⑤の何れかを1つ以上	
	その他長時間労働が認められる業種	①～⑤の何れかを1つ以上	
労働時間短縮・年休促進支援コース （労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）	①～③の何れかを1つ以上	①：150万円（月80H超→月60H以下）等 ②：25万円 ③：25万円	
勤務間インターバル導入コース （勤務間インターバル制度を導入する中小企業事業主に対し助成）	新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入	勤務間インターバルの時間数に応じて、以下のとおり設定 ・9～11H：100万円 ・11H以上：150万円	
取引環境改善コース（仮称） （荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取組を行う荷主等の集団に対し助成）	荷主等により構成される集団が、構成員である運送事業者の荷待ち・荷役時間の短縮に効果を上げること	上限額：100万円	
団体推進コース （傘下企業が生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成）	事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	上限額：500万円	

○ 助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）：①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新、⑥人材確保に向けた取組
（取引環境改善コースは、①好事例の周知、普及啓発、②セミナーの開催、③巡回指導、相談窓口の設定、④労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新等）
（団体推進コースは、①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置等）

○ 加算制度あり（※取引環境改善コース及び団体推進コースを除く）
 <賞金引き上げ> 賞金を引き上げた労働者数及び企業規模に応じて、助成金の上限額に加算（3%以上：6万円～最大60万円、5%以上：24万円～最大480万円、7%以上：36万円～最大720万円）。
 <割増資金率引き上げ> ①割増資金率を法定より5%以上引き上げた場合、助成金の上限額を25万円加算。
 ②1か月45時間超60時間以内の時間外労働に対する割増資金率を50%以上に引き上げる等、一定の要件を満たした場合には、助成金の上限額を100万円加算。

トラックドライバーに適用される「改善基準告示」の主な内容

《参考》

長時間・過重労働の実態にある自動車運転者の健康確保等の観点から、見直しを行ったもの



2024年3月31日まで

2024年4月1日以降

1年、1か月の
拘束時間

1年 **3,516**時間以内
1か月 **293**時間以内
労使協定により、年6か月まで
320時間まで延長可

1年 原則：**3,300**時間以内 例外（※1）：**3,400**時間以内
1か月 原則：**284**時間以内 例外（※1）：**310**時間以内（年6か月まで）

1日の
拘束時間

原則：**13**時間以内
上限16時間、
15時間超は週2回以内

原則：**13**時間以内（上限15時間、14時間超は週2回までが目安）
例外：宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※2）、16時間まで延長可（週2回まで）

1日の
休息期間

継続**8**時間以上

原則：継続**11**時間与えるよう努めることを基本とし、
9時間を下回らない
例外：宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※2）、継続8時間以上（週2回まで）
休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える

運転時間

2日平均1日当たり
9時間以内
2週平均1週当たり
44時間以内

2日平均1日当たり **9**時間以内
2週平均1週当たり **44**時間以内

連続
運転時間

4時間以内
運転の中断は、
1回連続10分以上、
合計30分以上

4時間以内
運転の中断時には、原則として休憩を与える
（1回おおむね連続10分以上、合計30分以上）
例外：
SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、
4時間30分まで延長可

※1 労使協定により延長可（①②を満たす必要あり）
① 284時間超は連続3か月まで。
② 1か月の時間外・休日労働時間が100時間未満となるよう努める。

※2 1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合

他にも特例等について定めあり。
詳細はパンフレットを参照。

